

## 第4章 バリアフリーマスタープランの推進

以下の推進の枠組みにより、マスタープランを推進していきます。

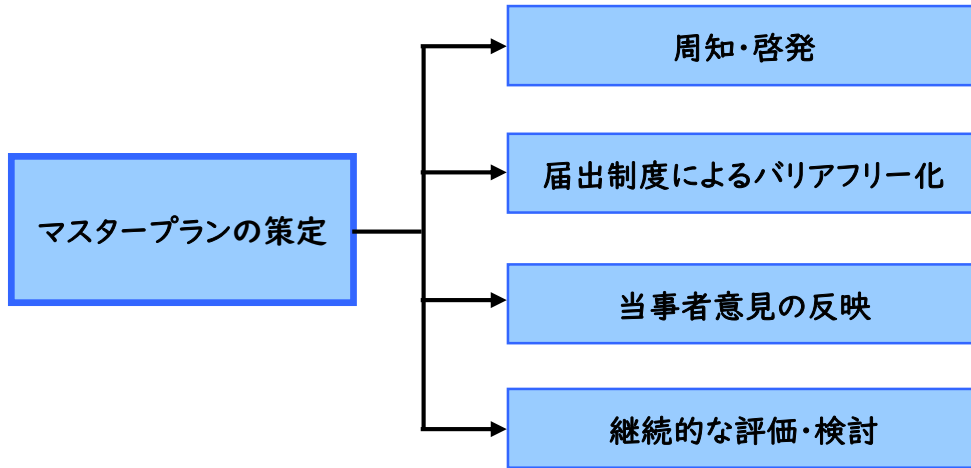


図 4.1 マスタープランの推進の枠組み

### 1 マスタープランの周知・啓発

マスタープランに基づくバリアフリー方針や心のバリアフリーなどについて、生活関連施設の施設設置管理者をはじめ、関係する事業者や市民へ広く周知・啓発していきます。

また、マスタープランに基づく取組の進捗状況など、バリアフリー施策の推進に関する情報を取りまとめ、市民に提供できるように市のホームページ等において情報公開します。

### 2 届出制度によるバリアフリー化

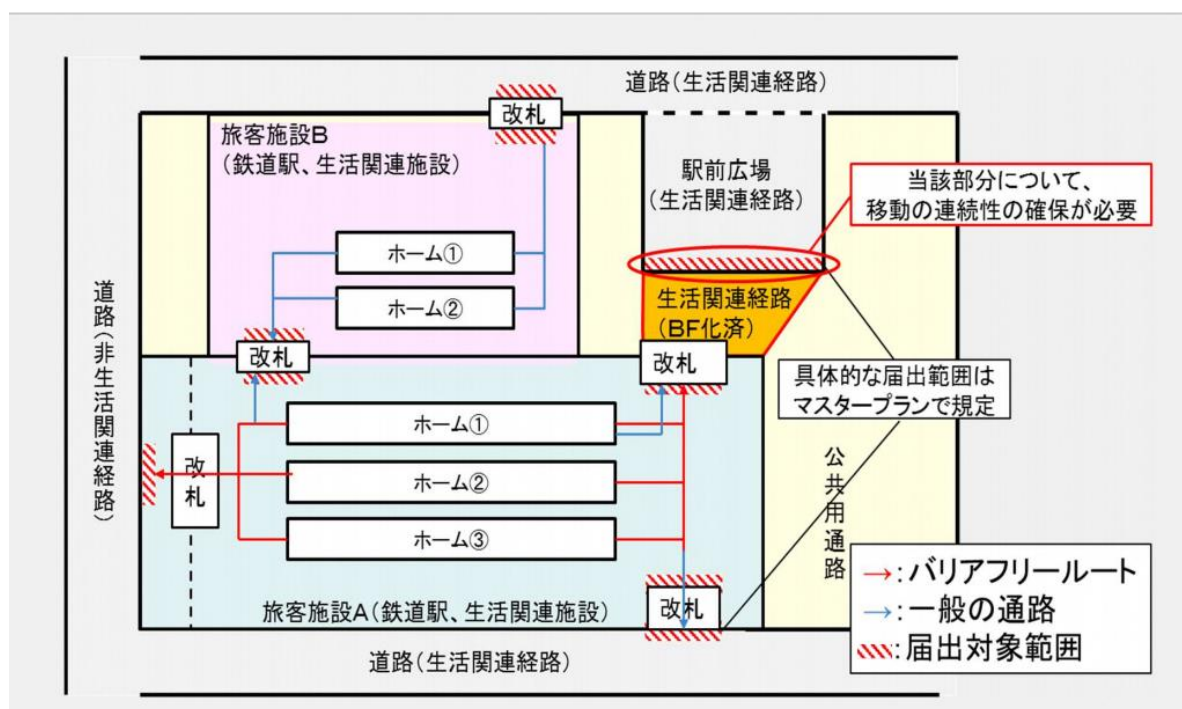
バリアフリー法において、移動等円滑化促進地区では、「旅客施設の建設、道路の新設等であって、他の施設と接する部分について、移動等円滑化に支障を及ぼすおそれのあるものをしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する30日前までに市に届け出ること」とされています。

また、調布市は、届出に係る行為が移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、届出者に対し、必要な措置の実施を要請することができ、これにより旅客施設、道路における移動の連続性確保などのバリアフリー化を推進します。

届出対象となる施設及び行為は次のとおりです。

表 4.1 届出制度の概要

届出対象となる施設	届出対象となる行為（バリアフリー法施行令第27条）
旅客施設 (生活関連施設)	下記の部分の新設又は構造若しくは配置の変更 ○ホームから他の旅客施設（生活関連施設）との間の経路 ○ホームから生活関連経路である道路（駅前広場を含む道路法による道路）との間の経路 ○当該施設に接する公共用通路等（道路以外）*との間の経路 ○ホームから連続したバリアフリールートとなる出入口
道路 (生活関連経路)	下記に接する道路（駅前広場を含む道路法による道路）の新設、改築又は修繕 ○旅客施設（生活関連施設）の出入口 ○旅客施設（生活関連施設）に接する公共用通路等（道路以外）



出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）

図 4.2 届出対象範囲のイメージ

### 3 当事者意見の反映に留意した継続的な評価・検討

バリアフリー法では、概ね5年ごとにマスタープランに基づく整備等の実施状況について、調査・分析・評価を行うよう努めることとされています。

調布市では、「調布市バリアフリー推進協議会」を引き続き設置し、高齢者、障害者等の当事者や関係する事業者等と意見交換を実施し、意見の反映や相互理解の促進を図り、マスタープランの評価や必要に応じて見直しを行っていきます。